



VOL.86

トクちゃん新聞

7月号

今年も早くも
折返しですね！



平成26年7月7日
徳野会計事務所

〒530-0041
大阪市北区天神橋2-3-8
MF南森町ビル3階
TEL: 06-6809-2205
FAX: 06-6809-2206
URL: <http://www.ft-tax.com/>

◆税務調査士

12月～5月の会計事務所の繁忙期を終え、比較的落ち着いた時期となりました。6月以降、弊社スタッフはいろんな研修会に参加しています。私も2日間×3回 合計6日間の研修に参加しています。わざわざ東京へ泊まりで行ってます。そのコストと時間をかける値打ちはある研修会だと思っています。

研修内容は、「**税務調査士養成講座**」というものです。税務の慣習ではなく、改めて**税を憲法からとらえなおして、税理士の役割、税務当局の役割、税務調査の位置づけを再確認**。その位置づけを踏まえううえで、税務調査立会いに臨む上での、あるいは日常の仕事上の留意点を教えてもらっています。



税理士試験においては、各税目の勉強はしますし、**税法の条文も暗記**したりもしましたが、憲法や民法の勉強はしておらず、今さら「へ～そういう理屈でしたか・・・！」と目からウロコというようなことを教えてもらっています。**弁護士の三段論法**も教えてもらい、ますます理屈っぽくなりそうです。

今回は第二期生ということですが、**全国から120名ほどの税理士さん弁護士さんが参加**しています。

税務調査はないにこしたことはないものだと思いますが、今回勉強していることが、今後の弊社の**「税務調査対応力」の増強**につながることで**お客様の安心**につながれば、と考えています。



◆【書籍紹介】 門外不出だった哲学書「京セラフィロソフィ」が一般販売

担当: 小林

『京セラフィロソフィ』とは、KDDIの創業者で、JAL再生も手がけられた稲盛和夫京セラ名誉会長が書かれた経営哲学の本です。

今までは、京セラの社員と盛和塾という経営塾の塾生しか読むことができなかった門外不出の本が、今年の6月に一般発売されました。

倒産したJALの再生の際、稲盛会長は、再生のためには、2つのことしかしてないと語られていますが、そのうちの1つがこのフィロソフィ(哲学)の浸透と言われています。

本の内容は、**経営とは何か、良い仕事をする為にはどうすればいいか**といった仕事の話から、**人生とはそもそも何か**ということまで、稲盛会長のこれまで培われてきた哲学について書かれています。

実際に、JALはこの経営哲学をもとに、JAL独自のフィロソフィをつくり、**社員一人一人が、経営者としての視点をもつこと**により、V字回復をはたし、**困難と思われていた再上場に成功**しています。

全600ページ以上あり、自分自身も読むたびに、実践出来ていないことを再確認させられます。

稲盛教と揶揄されたりすることもあります。一般販売を機会に、読み物として手にとって頂いても良いかと思います。

書籍名:京セラフィロソフィ 出版社:サンマーク出版 著者:稲盛和夫



◆法人実効税率が20%台に！？

担当: 北岡

6月24日、政府は新しい成長戦略と「**骨太の方針**」を決定しました。

その中で政府は数年で**法人実効税率を現在の約35%から20%台まで引き下げる**ことを明らかにしました。通常ですとこれに基づき12月に与党税制改正大綱が発表され翌年3月に法案が可決され4月1日以降に開始する事業年度より新税制が適用されます。

骨太の方針発表後、政府税制調査会は法人実効税率の引き下げに伴う代替財源の確保のため以下のような**改革事項を提言**しております。

- ・ 研究開発、設備投資税制を含む**租税特別措置の見直し**
- ・ 欠損金の繰越控除制度における**繰越期間の延長と控除上限額の見直し**
- ・ **減価償却を定額法へ一本化**
- ・ 地方税の**損金算入の見直し**
- ・ **中小企業軽減税率の見直し**
- ・ 法人事業税における**外形標準課税の見直し**



政府税制調査会は「**多くの企業に薄く広く税を負担してもらうように検討する。**」と以前より述べております。中小企業のみなさんに大きな影響を与えるであろう今回の税制改革について注視していきましょう。

◆ 税務スケジュール(7月)

担当: 廣島



納税・申告関係

<p>10日(木)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月分 源泉所得税・住民税の納付 ・1~6月分 源泉所得税の納付 (納期の特例分) ★納付はお済みですか? ・社会保険 算定基礎届 ・労働保険 申告・納税 ★申告書の提出・納付はお済みですか? 	<p>31日(木)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月決算法人 確定申告 ・11月決算法人 中間(予定)申告 ・8月11月2月 消費税3か月ごとの中間申告 ・6月分社会保険料 ・所得税の予定納税 第1期 ・固定資産税、都市計画税 第2期分
<p>15日(火)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税 予定納税額の減額申請 	

◆ Excel・Word のテンプレートを利用しよう!

担当: 岡村



「テンプレート」とは、「雛形」の事です。

良く使うフォームは「テンプレート」として保存しておく便利です。

入力したシートをテンプレートとして保存する場合、ファイルの種類をExcelの場合は「Excelテンプレート(*.xltx)」

Wordの場合は「Wordテンプレート(*.dotx)」を選択します。

保存したテンプレートは、「ファイル」→「新規作成」→「マイテンプレート」より呼び出せます。

また、マイクロソフト社が準備しているテンプレートも多種あります。

業務上利用できるテンプレートが多く登録されています。

テンプレートをベースにして会社独自の様式を作成すれば便利です。

住所録、請求書、現預金出納帳、運動会進行表など 業務からプライベートまで

いろいろな種類のテンプレートが準備されていますので、ぜひご利用ください。



◆ 交際費課税の拡充 平成26年4月1日以後開始の事業年度から適用

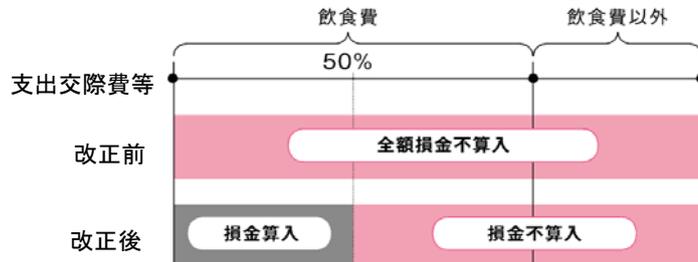
担当: 池田



中小企業については「①定額控除限度額(800万円)までの交際費の損金算入」が認められていますが、平成26年4月1日以後開始の事業年度から交際費等のうち「②飲食費の50%が損金算入」できるようになりました。中小企業は①と②の選択適用となります。

- 飲食代を交際費として1,600万円使っているケースであれば、①あるいは②のどちらを選択しても800万円が損金として算入可能。
- 飲食代を交際費として2,000万円ほど使っている中小企業であれば、①を適用して800万円が損金となりますが、②を選択すれば1,000万円を損金として算入することができます。

【②交際費等のうち飲食費の50%を損金算入】



■ 交際費としての一定の飲食費(一人当たり5,000円以下の飲食費等を除く。)が年間1600万円を超える場合は②の適用が有利となります。



◆ 知らんでは、アカンよね。

担当: 徳野久美



集団的自衛権が閣議決定されました。

反対の意見書を出した地方議員に対し自民党

高村副総裁は「日本人なら慎重に勉強して」とコメントしたそうです。確かにそうかもしれませんが、「特定秘密保護法案」や今回の「集団的自衛権」など、どうしても戦争がちらつきます。

母親として、将来子供達が戦争に行かなければならないなど、想像するだけでもつらいです。決して他人事と考えず、しっかり自分の意見を持っていてはいけないと考えています。

ちょうど今年の夏の旅行は沖縄です。

子供達と事前に少し勉強して、「ひめゆりの塔」などに行き平和について考える機会にしたいと思っています。



もちろん、青い海や泡盛なども
しっかり楽しめます!!

◆ 税務クイズ

担当: 廣島



7月10日は算定基礎届の提出期限です。この算定基礎届とは…

第1問 算定基礎届により、決定される保険料とはなんですか?

答え: 社会保険料

1年に1度、全員の社会保険料を見直すことになっています。社会保険料とは、健康保険料・介護保険料・厚生年金保険料のことです。

第2問 算定基礎届には〇月支給~〇月支給の給与を届け出る。〇に入る数字は?

答え: 4、6

4月支給~6月支給の給与を記載します。6月分給与を7月に支給する場合など、支給月で記載することにご注意ください。

第3問 算定基礎届で、適用される保険料は給料が変更されても、1年間には変更することができない?

答え: X

基本的には、1年間変更されません。しかし、大幅に給与額が変更になった場合は、月額変更届を提出し、随時改定を行います。